

岩手県告示第 566 号

土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の定款の変更を認可した。

平成 18 年 4 月 14 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 土地区画整理組合の名称 北上市黒沢尻西部土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成 2 年 1 月 26 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区 北上市町分 1 地割、2 地割、3 地割、4 地割、5 地割、6 地割及び 7 地割の各一部、本通り三丁目及び四丁目の各一部、花園町三丁目の各一部並びに常盤台二丁目、三丁目及び四丁目の各一部
- 4 事務所の所在地 北上市芳町 1 番 1 号
- 5 設立認可の年月日 平成 2 年 1 月 23 日
- 6 変更の内容 事務所の所在地の変更
(変更前) 北上市芳町 1 番 1 号
(変更後) 北上市上江釣子 17 地割 116 番地
- 7 変更認可の年月日 平成 18 年 4 月 6 日